

平塚市監査委員公表第15号
令和元年10月24日

平塚市監査委員 高梨 秀美
同 井澤 郁人
同 黒部 栄三
同 府川 正明

監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象範囲及び対象部課（対象団体）

下記の監査の対象とした団体の平成30年度の出資に係る出納・その他の事務

- (1) 企画政策部 資産経営課（対象団体：公益財団法人平塚市まちづくり財団）

2 監査の実施期間

令和元年8月13日から令和元年9月24日まで

3 監査の方法及び監査項目

団体に対し財務諸表、総勘定元帳等の提出を求め、出資目的に沿った事業が行われたか、事業報告・決算諸表に記載された数値は正確であったか、事務処理は良好になされているか等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- (1) 事業報告書及び決算書

- (2) 収入事務

- (3) 支出事務

契約事務

- (4) 財産の管理事務

- (5) 庶務その他事務

4 監査の結果

- (1) 企画政策部 資産経営課（対象団体：公益財団法人平塚市まちづくり財団）

ア 事業は出資の目的に沿って行われていると認められた。

イ 事業報告書、決算諸表に記載された数値は正確であると認められたが、出納その他の事務の執行について、臨時売店販売手数料の収入事務において、収入確認が十分でなかったため、請求した額より過大に納付されていたので、確認する際には複数人で確認する体制の構築に努められたい。

以上